

## 【記載例4】(国外転出)

令和7年8月25日に国外転出をすることとなった方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、確定申告期限までに納税猶予の特例を適用して確定申告をする場合（国外転出の時までに対象資産の譲渡等がある場合）

- 1 国外転出の時（令和7年8月25日）に所有等している対象資産
  - (1) 上場株式（銘柄等：A不動産）【上場株式等に該当】
    - ・「国外転出の時の価額」 120,000,000円
    - ・「取得費」 100,000,000円
  - (2) 未決済デリバティブ取引（銘柄等：為替証拠金）
    - ・「国外転出の時の利益の額」 5,000,000円
- 2 令和7年中において、国外転出の時までに譲渡等した対象資産
  - (1) 上場株式（売渡日：令和7年2月19日）【上場株式等に該当】
    - ・「収入金額」 1,400,000円
    - ・「必要経費等」 1,014,000円
    - ・「差引金額」 386,000円
  - (2) 未公開株式（売渡日：令和7年4月22日）【一般株式等に該当】
    - ・「収入金額」 350,000円
    - ・「必要経費等」 200,000円
    - ・「差引金額」 150,000円
  - (3) デリバティブ取引（差金等決済日：令和7年7月8日）
    - ・「差金等決済に係る利益の額」 500,000円
    - ・「手数料等」 15,000円
- 3 給与収入
  - ・「収入金額」 16,950,000円
  - ・「所得金額」 15,000,000円

### 《記載手順》

国外転出の時までに提出

「所得税の納税管理人の選任届出書」を作成します。（2ページ参照）

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（3～4ページ参照）

確定申告期限までに提出

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。（5ページ参照）

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」を作成します。（6ページ参照）

「申告書第一表」、「申告書第二表」、「申告書第三表」を作成します。（7ページ参照）

※ 申告書第一表及び第二表の記載方法は、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)」を参考にしてください。

「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を作成します。（8ページ参照）

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。

税務署受付印

1	0	7	0
1	0	8	0

## 所得税・消費税の納税管理人の選任・解任届出書

○ ○ 税務署長

7 年 8 月 4 日 提出

納 税 地	(住所地 居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒〇〇〇-XXXX)		
	〇市××町△△1-2-3 (TEL 〇〇〇 - △△△ - XXXX)		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - - )		
フ リ ガ ナ	ヨクゼイ イチロウ	生年 月 日	昭和 41 年 1 月 12 日生
氏 名	国税 一郎		
個 人 番 号	〇;〇;〇;〇 △;△;△;△ X;X;X;X	フ リ ガ ナ	
職 業	会社員	屋 号	

所得税・資産の譲渡等に係る消費税の納税管理人として、次の者を選任・解任したので届けます。

1 届出の区分 (該当する区分を○で囲んでください。)  選任 · 解任

2 選任・解任した納税管理人

〒 ××× - ×××

生年月日

住 所

(居 所) 〇市××町△△4-5-6 昭和 51 年 7 月 7 日生

フ リ ガ ナ トウキョウ タロウ

氏 名 東京 太郎

本人との続柄 (関係) 関与税理士

職 業 税理士

電話番号 △△△ - ××× - 〇〇〇〇

3 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所 (選任の場合) 又は選任したときの納税地 (解任の場合)

789, ×××, △△△, 〇〇〇〇

4 納税管理人を選任・解任した理由

海外勤務のため

5 その他参考事項 ((1)及び(2)は選任の場合のみ記載してください。)

(1) 出国 (予定) 年月日 令和 7 年 8 月 25 日 帰国予定年月日 令和 10 年 8 月 25 日

(2) 国内で生じる所得内容 (該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。)

事業所得 不動産所得 給与所得 諾渡所得

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合 ( )

(3) その他

国外転出時課税の適用予定

関与税理士  
東京 太郎  
(TEL △△△ - ××× - 〇〇〇〇)

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						□ 溝 □ 未溝
							確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ( )

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる  
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合  
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和7年分】

整理番号

【令和  
二年  
一月  
日以後国外転出  
・贈与・  
相続開始】

住所	○市××町△△1-2-3			フリガナ 氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-×××		職業	会社員	関与税理士名 (電 話) ( 東京 太郎 ( △△△-×××-〇〇〇 ) )

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間	
<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の日	R7年 8月 25日	 H27年 8月 25日 ～R7年 8月 24日	 ～年 月 日 ～年 月 日
<input type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3日前の日)	年 月 日 ( 年 月 日 )		
<input type="checkbox"/> 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 贈与の日	年 月 日	 年 月 日 ～年 月 日	 ～年 月 日 ～年 月 日
		<input type="checkbox"/> 相続開始の日	年 月 日		

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得			
	短期			
	長期			
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡	120,000,000	100,000,000	20,000,000
	先物取引	5,000,000	—	5,000,000

（注） 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得			
	短期			
	長期			
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

（注） 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

（資6-100-A4統一） R7.11

### 【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

(注) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得稅法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のⒶ」+「6のⒷ」+「7のⒸ」）	④ 125,000,000	※ ④≥1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60条の2）」の適用があります。
--	------------------	--

【令和 7 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合は、

住所 (前住所)	○市××町△△1-2-3			フリガナ 氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-xxxx	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)	東京 太郎 ( △△△-xx-x-〇〇〇〇 )

記載した収入金額等のうち、納税猶予の特例の対象とならない金額を上段にかつこ書で記載してください。

			一般 株 式 等	上 場 株 式 等
収入金額	譲渡による収入金額 ①		(350,000) 円 350,000	(1,400,000) 121,400,000
	その他の収入 ②			
	小計(①+②) ③	申告書第三表②へ	(350,000) 350,000	申告書第三表②へ (1,400,000) 121,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④		(200,000) 200,000	(1,000,000) 101,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤			(14,000) 14,000
	⑥			
	小計(④から⑥までの計) ⑦		(200,000) 200,000	(1,014,000) 101,014,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧			
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨			(150,000) 150,000	(386,000) 20,386,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2) (⑪欄が赤字の場合は△と書いてください。)	⑩			
所得金額(⑨-⑩) ⑪	(一般株式等について赤字の場合は△と書いてください。 上場株式等について赤字の場合は△と書いてください。)	申告書第三表⑦へ	(150,000) 150,000	黒字の場合は申告書第三表⑦へ (386,000) 20,386,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫				申告書第三表⑮へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	申告書第三表⑧へ		(150,000) 150,000	申告書第三表⑧へ (386,000) 20,386,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相對取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)にて(△)記入してください。また、「上場株式等」の⑪欄の△と記入すれば、

特例適用条文 指定条の  
指定期間の  
措法 指定条の

「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」

この【記載例4】では、国外転出の時までに譲渡した未公開株式の収入金額等(1ページの2(2)参照)を「一般株式等」欄に記載し、国外転出の時までに譲渡した上場株式の収入金額等(1ページの2(1)参照)と、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を合計した金額を「上場株式等」欄に記載してください。

また、この【記載例4】では、納税猶予の特例がありますが、納税猶予の特例の対象とならない金額(国外転出の時までに譲渡した未公開株式及び上場株式の収入金額等)がありますので、その金額を上段にかつこ書で記載してください。

なお、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」の収入金額等がある場合は、記載する収入金額等に加算するとともに、納税猶予の特例の対象とならないため、上段のかつこ書にも加算して記載してください。

## 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面)を参照してください。

この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。

いずれか当てはまるものを□で  
印んでください。  
→事業所得用  
譲渡所得用  
雑所得用

(令和7年分)

氏名 国税一郎

		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合計 (ⒶからⒸまでの計)
取引の内	種類	為替証拠金 米ドル／円			
	決済年月日	7・7・8			
内	数量	(30) 枚			
容	決済の方法	(仕切)			
総	差金等決済に係る利益又は損失の額	① (500,000) 5,500,000	円	円	円 (500,000) 5,500,000
収入金額	譲渡による収入金額 (※)	②			
	その他の収入	③			
	計 (①+③)又は(②+③)	④ (500,000) 5,500,000			円 (500,000) 5,500,000
必	手数料等	⑤ (15,000) 15,000			円 (15,000) 15,000
要	②に係る取得費	⑥			
経	その他の経費	⑦			
費		⑧			
等		⑨			
	小計 (⑦から⑨) までの計	⑩			
	計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩)	⑪ (15,000) 15,000			円 (15,000) 15,000
	所得金額 (④-⑪)	⑫ (485,000) 5,485,000			円 (485,000) 5,485,000

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑥(収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑩)に「0」と書いてください。

この【記載例4】では、国外転出の時までに差金等決済をした先物取引の収入金額等(1ページの2(3)参照)と、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・先物取引」の収入金額等を合計した金額を記載してください。

また、この【記載例4】では、納税猶予の特例の適用がありますが、納税猶予の特例の対象とならない金額(国外転出の時までに差金等決済をした先物取引の収入金額等)がありますので、その金額を上段にかっこ書で記載してください。

なお、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」の収入金額等がある場合は、記載する収入金額等に加算するとともに、納税猶予の特例の対象とならないため、上段のかっこ書にも加算して記載してください。

《第三表》

令和〇七 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 確定申告書(分離課税用)										F A 2 4 0 1	
<input type="checkbox"/> この申告書は、一枚目が控用（複写式）となっています。なお、令和八年分から控用（複写式）は廃止されます。										国外転出時課税における納税猶予の特例の適用を受ける場合は、 特例適用条文（所法第137条の2第1項）を記載してください。	
住 所 市××町△△1-2-3 姓 名 コクゼイ イチロウ 国 稅 一郎										特 例 適 用 条 文 法 号 指 法 137 譲 法 2 法 号 指 法 1 譲 法 1 法 号 指 法 1 譲 法 1	
(単位は円)											
<b>収 入 金 額</b>	<b>税 金 の 計 算</b>	短 期 譲 渡	一 般 分	(○)							
			軽 減 分	(×)							
		長 期 譲 渡	一 般 分	(セ)							
			特 定 分	(ソ)							
			軽 課 分	(タ)							
			一般株式等の譲渡	(チ)			3 5 0 0 0				
			上場株式等の譲渡	(シ)		1 2 1 4 0 0 0 0 0					
			上場株式等の配当等	(テ)							
			先 物 取 引	(ト)		5 5 0 0 0 0 0					
			山 林	(ナ)							
	退 職	(二)									
<b>所 得 金 額</b>	<b>そ の 他</b>	短 期 譲 渡	一 般 分	(67)							
			軽 減 分	(68)							
		長 期 譲 渡	一 般 分	(69)							
			特 定 分	(70)							
			軽 課 分	(71)							
			一般株式等の譲渡	(72)		1 5 0 0 0 0					
			上場株式等の譲渡	(73)		2 0 3 8 6 0 0 0					
			上場株式等の配当等	(74)							
			先 物 取 引	(75)		5 4 8 5 0 0 0					
			山 林	(76)							
	退 職	(77)									
<b>税 金 の 計 算</b>		総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	(12)	1 5 0 0 0 0 0 0							
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑳)	(30)	2 0 0 0 0 0 0							
		(12) 対応分	(78)	1 3 0 0 0 0 0 0							
		(67)(68) 対応分	(79)		0 0 0						
		(69)(70)(71) 対応分	(80)		0 0 0						
		(72)(73) 対応分	(81)	2 0 5 3 6 0 0 0							
		(74) 対応分	(82)		0 0 0						
		(75) 対応分	(83)	5 4 8 5 0 0 0							
		(76) 対応分	(84)		0 0 0						
		(77) 対応分	(85)		0 0 0						

第三表  
 (令和七年分用)  
 ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

○この申告書は、一枚目が控用（複写式）となっています。なお、令和八年分から控用（複写式）は廃止されます。

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円

申告書第一表及び第二表の記載方法は、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。

(注) 国外転出時課税制度の適用を受けて申告する方は、申告書第一表の種類欄の「分離」と「国外」を「○」で囲ってください。

《第一表》

税務署長 令和〇七 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 申告書										F A 2 2 0 5
納税地	申告の年月日	個人番号	マイナンバー	生年月日	フリガナ	氏名	職業	雇用・職場番号	住居主の氏名	住居主との続柄
現在の住所 又は 居所 事業所等										
今後お預け する方の 住所										
搬替履歴希望	種類	青	赤	分離	国外	損失	修正	請求	登録番号	電話番号
		●	●	●	●	●	●	●	●	●

種類	青	赤	分離	国外	損失	修正
	●	●	●	●	●	●

- 7 -

【令和\_7年分】

整理番号

【令和七年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

**国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書**

住所	○市××町△△1-2-3			フリガナ 氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-×××	職業	会社員	関与税理士名 (電話)	東京 太郎 (△△△-××-〇〇〇〇)

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算			
所得 金 額	事業 (営業等)	①	
	雑	②	
	総合譲渡・一時	③	
	申告書第一表②から⑥対応分 計	④	15,000,000
	総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤	15,000,000
	申告書第三表⑥から⑩対応分 計	⑥	
	一般株式等の譲渡	⑦	150,000
	上場株式等の譲渡	⑧	386,000
	上場株式等の配当等	⑨	
	先物取引	⑩	485,000
課税 さ れ る 所 得 金 額	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表⑩)	⑫	2,580,000
	⑤ 対応分	⑬	12,420,000
	⑥ 対応分	⑭	,000
	⑦⑧ 対応分	⑮	536,000
	⑨ 対応分	⑯	,000
	⑩ 対応分	⑰	485,000
税 金 の 計 算	⑪ 対応分	⑲	,000
	⑬ 対応分	⑲	2,562,600
	⑭ 対応分	⑳	
	⑮ 対応分	㉑	80,400
	⑯ 対応分	㉒	
	⑰ 対応分	㉓	72,750
	⑱ 対応分	㉔	

(注) ⑯の金額が申告期限までに納付する金額となります。

⑯から㉔までの合計	㉕	2,715,750
所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表㉕から㉖対応分 計)	㉖	
差引所得税額 (㉕-㉖)	㉗	2,715,750
災害減免額	㉘	
再差引所得税額(基準所得額) (㉗-㉘)	㉙	2,715,750
復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	㉚	57,030
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	㉛	2,772,780
外国税額控除等	㉜	

納税猶予税額の計算		
(申告書第一表㉛-㉟-㉞) の金額	Ⓐ	6,796,950
(㉛-㉜) の金額	Ⓑ	2,772,780
納税猶予分の所得税額等(Ⓐ-Ⓑ) (※)	Ⓒ	4,024,100
申告書第一表㉟欄の金額	Ⓓ	3,985,100
Ⓒ < Ⓚ … Ⓛの金額	Ⓔ	
Ⓒ ≥ Ⓚ … Ⓛの金額	Ⓕ	3,985,100

※ Ⓛの金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額		
Ⓐ-Ⓕ	Ⓖ	00
《第一表(右中部)》		
差引所得税額 (㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚)	㉛	6 6 5 7 1 5 0
災害減免額	㉖	
再差引所得税額(基準所得額) (㉛-㉖)	㉗	6 6 5 7 1 5 0
復興特別所得税額 (㉗×2.1%)	㉙	1 3 9 8 0 0
所得税及び復興特別所得税の額 (㉛+㉙)	㉛	6 7 9 6 9 5 0
外国税額控除等 区分	㉖	
源泉徴収税額	㉗	2 8 1 1 8 0 0
申告納税額 (㉛-㉖-㉗-㉙-㉚)	㉘	3 9 8 5 1 0 0
第3期分 納め込み分 の税額 (㉘-㉙)	㉙	3 9 8 5 1 0 0
還付される税金	㉚	

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。